

## 案件

# 枚方市住宅・建築物耐震改修促進計画（第Ⅲ期）の策定について

住宅まちづくり課

## 1. 政策等の背景・目的及び効果

本市では、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき、平成20年度（2008年度）に「枚方市住宅・建築物耐震改修促進計画」を、平成28年度（2016年度）には、後継となる「住宅・建築物耐震改修促進計画（第Ⅱ期）」の策定を行い、住宅・建築物の耐震化を促進するための取組を進めてきたところです。

近い将来、高い確率で発生すると想定されている南海トラフ地震等から市民の生命、財産を守るためには、住宅・建築物の耐震化をより一層進めていく必要があります。

第Ⅱ期計画において、これまで実施してきた取組の現状や課題を検証し、今後の取組について国の基本方針や大阪府の計画との整合を踏まえた「枚方市住宅・建築物耐震改修促進計画（第Ⅲ期）」の策定に取り組むため、現在までの検討状況及び今後の予定等について報告するものです。

## 2. 内容

枚方市住宅・建築物耐震改修促進計画（第Ⅲ期）について（骨子素案）（別紙）

### 3. 実施時期等

令和8年(2026年)	6月	建設環境委員協議会(報告)
	7月	計画策定調査等の実施
	11月	建設環境委員協議会(報告)
	12月	パブリックコメント実施
令和9年(2027年)	2月	パブリックコメント結果 建設環境委員協議会(報告)
	3月	本計画の策定・公表

<業務内容>

1. 耐震化率の推計
2. 旧耐震建築物のGIS化
3. 旧耐震建築物の実態調査と課題分析
4. 新たな耐震化率の目標設定と本計画の策定

### 4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 安全で、利便性の高いまち  
施策目標 5 快適で暮らしやすい環境を備えたまち



### 5. 関係法令・条例等

建築物の耐震改修の促進に関する法律  
建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

## 6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 12,000千円

支出内訳 計画策定調査等に係る委託料：12,000千円

《財 源》 国 支 出 金 6,000千円（住宅・建築物安全ストック形成事業）

基金繰入金 6,000千円（安心安全基金）

# 枚方市住宅・建築物耐震改修促進計画（第Ⅲ期）について（骨子素案）

## 1. 計画策定の趣旨

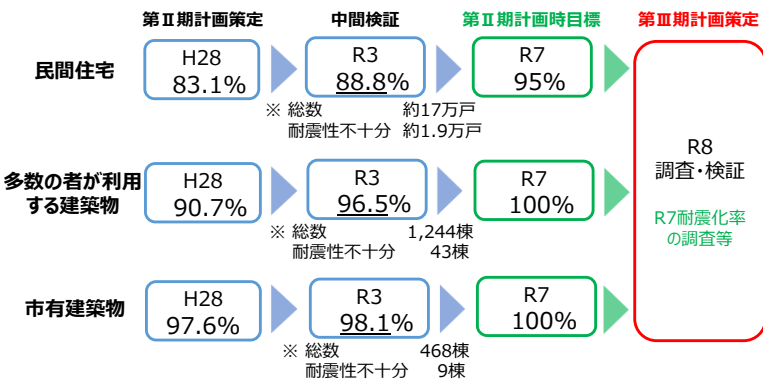
近い将来、高い確率で発生すると想定されている南海トラフ地震や、生駒断層帯地震による被害の軽減を図り、市民の生命と財産を守るため、現計画の取組検証や社会情勢の変化などを踏まえ、より一層の耐震化を推進することを目的とした、「**枚方市住宅・建築物耐震改修促進計画（第Ⅲ期）**」を策定する。

## 2. 策定の背景

平成28年度(2016年度)に策定された、「住宅・建築物耐震改修促進計画(第Ⅱ期)」の計画期間の最終年に到来したこと、及び令和8年3月に「**新住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪**」(大阪府耐震改修促進計画)の策定が行われたこと等を受け、新たに計画を策定する。

## 3. 枚方市の耐震化状況と課題

令和3年度に実施された「住宅・建築物耐震改修促進計画(第Ⅱ期)」の中間検証の結果から、本市の耐震化状況(耐震化率)は以下の通りであり、耐震化率の更なる引き上げが課題とされた。



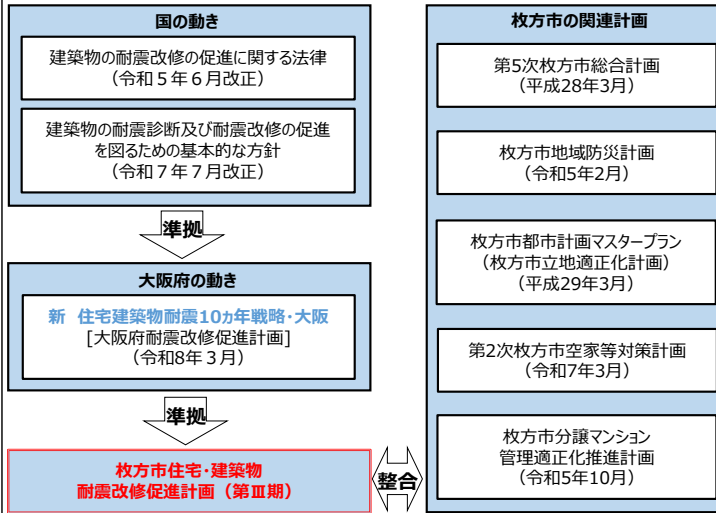
第Ⅲ期計画では地域や建物の特性等に応じた働きかけや取組を実施し、建物所有者に合った形での耐震化の促進を目指す。計画の策定に合わせて、最新の耐震化状況を調査・検証すると共に、耐震性が不十分な旧耐震建築物についてGISデータとして整備することで、対象の位置と実数をピンポイントで把握する。得られた情報を、建物所有者の特性を掴むために実施するアンケートの結果と合わせることで、地域や建物の特性等に応じた耐震化の周知啓発を確実にしていく。

### 【GISデータ化について】

- 下記の旧耐震建築物を令和8年度時点のGISデータとして整備する。
  - ・民間住宅
  - ・多数の者が利用する建築物 (耐促法第14条第1号)
  - ・緊急交通路の沿道に立地する建築物 (耐促法第14条第3号)



## 4. 計画の位置づけ



## 5. 計画の対象

### ●枚方市住宅・建築物耐震改修促進計画で対象とする建築物

住宅	多数の者が利用する建築物等	市有建築物
<input type="checkbox"/> 木造戸建て住宅	<input type="checkbox"/> 多数の者が利用する建築物 (法第14条第1号)	<input type="checkbox"/> 特定建築物
<input type="checkbox"/> 共同住宅等	<input type="checkbox"/> 危険物の貯蔵場等の用途に供する建築物 (法第14条第2号)	<input type="checkbox"/> 準特定建築物 (特定建築物以外で本市が耐震化すべきとする建築物)
	<input type="checkbox"/> 緊急交通路の沿道に立地する建築物 (法第14条第3号)	

## 6. 計画期間

本計画の計画期間は令和9年度(2027年度)から令和17年度(2035年度)までの9年間とする。計画期間の中間年度を目的に、本計画に基づく施策の実施状況及び耐震化の目標達成状況について検証を行い、必要に応じて見直すこととする。

## 7. 基本方針・目標

### 【基本方針】

地震発生時の、住宅・建築物の倒壊等による被害を防止し、市民の生命と財産を守ることを目的として、耐震化の促進に向けた基本的な取り組み方針を定める。

### 【目標】

本市の耐震化の推進状況及び国の基本方針、府の計画で示された耐震化の目標を踏まえ、本市の現状に応じた目標を設定する。

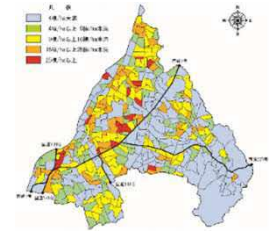
## 8. 取り組み

### 【住宅】

- 令和8年時点の耐震化状況を調査する。
- 町丁目別の耐震化状況を調査する。
- 目標の達成のための具体的な取り組みを定める。

### 【取り組み例】

- ・耐震診断・改修設計・改修工事・除却に対する補助
- ・耐震化の普及・啓発手段の多様化 (広報、ホームページ、DMの送付、SNS、防災イベントでの啓発等)
- ・相談体制の充実
- ・出前講座による普及・啓発の実施



### 【多数の者が利用する建築物等】

- 多数の者が利用する建築物 (法第14条第1号)
- 危険物の貯蔵場等の用途に供する建築物 (法第14条第2号)
- 緊急交通路の沿道に立地する建築物 (法第14条第3号)

- 令和8年時点の耐震化状況を調査する。
- 目標の達成のための具体的な取り組みを定める。

### 【取り組み例】

- ・所有者・管理者に対するDMの送付等による、耐震化の普及・啓発
- ・特定既存耐震不適格建築物の耐震診断費用の一部を補助

### 【市有建築物】

- R8時点の耐震化状況を調査する。

## 9. その他関連施策

### 【取り組み例】

- ・耐震性が確保されていない住宅に向け、住宅内の一部に木材や鉄骨で箱型の空間を作り安全性を確保する、耐震シェルターの普及 (設置補助)
- ・コンクリートブロック塀の転倒防止対策 (除却補助)
- ・その他、大阪府の計画内容を踏まえて施策を検討する。

## 10. 推進体制の整備

計画期間の中間年度を目的に、本計画に基づく施策の実施状況及び耐震化の目標達成状況について検証を行い、必要に応じて施策の改善・見直しを図ることとする。また、施策を遂行するに際しては各関係機関との連携を図り、取り組むこととする。